

第2回
道州制ビジョン懇談会
区割り基本方針検討専門委員会

平成20年12月10日（水）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 3時59分開会

○矢田委員長 皆さん出席いただきましたので、ただいまから第2回の道州制ビジョン懇談会区割り基本方針検討専門委員会を開催いたします。

急に集まっていたきまして、その理由については、すでに参事官のほうから説明いただきましたけれども、大変お忙しい中、まことにありがとうございます。

今日は、道州制ビジョン懇談会の状況報告と、それからそちらのほうから求められておりますここでの議論状況につきまして、たたき台をつくりましたので、そこで皆さんから自由に意見をいただいた上で、こちらの報告をつくりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、その前に林委員が今回初めて出席ですので、簡単な自己紹介をいただければと思います。

○林委員 関西大学の林でございます。1回目欠席いたしましてどうも申しわけございませんでした。

幾つか、これまで県レベルのものでしたとか、民間のものでしたとか、道州制の議論に参加させていただいたことはあるんですけども、今回もこのような委員会に参加させていただいて、議論をさせていただくということは大変ありがたいことだと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○矢田委員長 それでは、まず12月1日に開催された第22回道州制ビジョン懇談会の状況につき、事務局から説明していただきます。よろしくお願いたします。

○杉本参事官 それでは、私のほうから先日開かれまして12月1日のビジョン懇の概要ということでご説明させていただきます。

事前にも各委員から状況の説明をというお話もいただいておりますので、そういった観点からご説明をさせていただきます。

まず、説明の1日のビジョン懇におきまして、冒頭江口座長から道州制基本法の議論を今後前倒して進めていくことについて、各委員のご意見を伺いたいというようなご発言がございまして、それに対して、ある委員から道州制基本法は、今すぐ議論すべきではないと思う。ビジョン懇のミッションはビジョンをしっかりとつくること、国民の関心も十分ではない。中間報告のスケジュールに沿って進めるべき。なぜ基本法の議論をすべきと突然出てきたのか、再考をお願いしたいという意見がございました。

それに対して別の委員から、ビジョン懇は政府でも自民党でもないもので、議論は大いにすべきだと思う。堺屋委員の資料を拝見したが、克服すべき課題もはっきりする、国民の議論を喚起するためにも弾として懇談会から出すことは意味があるのではないか。

また、別の委員からは中間報告の時点から世の中の情勢は大きく変わっている。我々から政治に動きを促す意味でも、スケジュールを繰り上げて議論をすべきではないか。年末年始に詰めて議論をしてはどうかというご意見がございました。

それから、またほかの委員から、道州制基本法を国会に上程すれば、反対者も声を上げ

る。議論が活発になり、次の一步を踏み出せるのではないかという意見もございました。

それから、議論の順番があるのではないか。世の中の情勢が変わってきたことは理解するが、だからこそ拙速な議論は避けるべきではないか。

こういった幾つかのご議論がございまして、これを踏まえまして、江口座長から集まれる人で集まって、集中的に議論をして案を固め、皆さんの賛同を後ほどいただくということではどうかという意見もございまして、それを踏まえて、2つのワーキンググループを開いていただき、懇談会に意見を出してもらい、出席いただける両委員会の委員にも出席いただいた上で、答申原案をつくるのはどうかといったような、こういったやりとりがあった上で、最終的に江口座長から、それでは集中議論としてということで、12月22日、24日、25日、26日、これに集中議論を行いたい。それまでに、税財政委員会と区割り基本方針委員会を一度開催していただいて、中間答申をまとめ、ビジョン懇本体にご報告していただきたい。その後、4人くらいのビジョン懇のメンバーで集中討論させていただきたいと思うが、どうか。

こういうことで、ご了解を得られたということでございまして、今日のご議論を踏まえまして、12月15日でございますが、一応、事前にも各委員の皆様方にもお伺いしておりますけれども、10時30分から13時までということで、親会とそれから区割りの基本方針専門委員会、それから税財政の専門委員会の合同会議を開かせていただき、その後、4回の集中議論を行っていくということになったところでございます。

経過は以上でございます。

○矢田委員長 それでは、中身の議論をしながら、またその位置づけ、我々が何をやるのかということまで含めまして、ご意見いただければと思っております。

簡単に言えば、急にビジョン懇の方向性が変わりましたので、粛々とここで区割りについて議論する予定が、議論もせずに中間答申をとということがありましたので、委員は疑問を持っている人が多いと思います。しかし、少なくとも1回議論して、それをどう受けとめるかも含めて、その状況を報告しようということで、急遽集まっていただきました。

したがいまして、求められている報告について、今日どう対応するかということの議論をしたいと思っておりますが、いきなりその話よりも、第1回目で、事務局から提案があり、フリーディスカッションいたしました。それが少なくとも第1回の我々の委員会の一つの資産だと思っております。それをまとめまして、たたき台をつくりました。それと今のビジョン懇談会の大きな方向性を含めまして、皆さんに自由にご意見いただき、その結果をまとめた形で報告書をつくりたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、本日欠席の金井委員からご意見もいただいております。それも皆さんにお配りしていると思います。これもあわせて杉本参事官から報告をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

○杉本参事官 それでは、事前に矢田委員長からいただいております状況報告をまず読み上げさせていただきます。

区割り基本方針について一区割り基本方針検討専門委員会における議論の状況報告一。
区割り基本方針検討委員会専門委員会委員長、矢田俊文。

当委員会では、道州の区域についての透明性のある基準及び基本方針について、検討を行っているところ。

道州制ビジョン懇談会中間報告に掲げられた道州制を定める際の以下の4つの考慮事項。

- ①経済的・財政的自立が可能な規模。
- ②住民が帰属意識を持てるような地理的一体性。
- ③歴史・文化・風土の共通性。
- ④生活や経済面での交流。

がいずれも重要な事項であることについては、当委員会においても共通認識が見られた。その際、4つの考慮事項をすべて完全に満たすことは困難であり、実際に区割り案を示す段階になれば、①の要素よりも③の要素が強く求められることになるだろうとの意見。

具体の区割りの線を引くということはいつでも実務的にはできるが、それでは意味がなく、全国の地域の歴史、風土、帰属意識などを考慮し、じっくりと議論を行うことが必要との意見などがあった。

道州の区割りは、今後の我が国の中央・地方を通じた政府のあり方や地方自治制度の根幹を構築する基盤となるものであり、その検討を行う際には、社会経済的条件、地理的条件、歴史的條件、文化的條件などの諸条件を総合的に勘案する必要があるため、慎重に議論を行うことが重要であると考えます。

また、道州の区域を定める際のプロセスとして、道州制ビジョン懇談会中間報告では、次の3つの事項が掲げられているところである。

道州の区域設定にはその道州の住民の意思を可能な限り尊重すること。

- ②道州の区域設定は法律によること。
- ③道州制移行後においても道州の区域の修正を可能とすること。

これに関して、道州の区域は、一定の基準に従ってア priori に決定されるものではなく、国民が納得できる民主的プロセスを経て決定されることが極めて重要であるとの意見があった。

最後に、道州制の理念と目的、国・道州・基礎自治体それぞれの役割と権限、推進組織、導入の実施時期等を定めることを想定したいわゆる「道州制基本法（仮称）」においては、道州の区割りに関して、道州の区域を定める際の考慮事項といった基本的事項を定めるとどめるべきと考える。

道州の区域を定める具体の作業については、道州制基本法制定後、同法に基づき検討し、確定される詳細な制度設計を前提に、住民や地方自治体の意見を十分反映しながら、最終的な段階で進めることが重要であると考えます。

これに対しまして、金井委員から事前にご意見をいただいております。これについては、一応ご参考までに委員の皆さんにはお配りさせていただいておりますが、口頭で言ったと

いうことで扱ってほしいということですので、よろしくお願いいたします。

金井委員の意見といたしましては、報告について、委員の開陳した意見の報告だというふうにしてほしいという点。それから、前文のところに、この報告書の位置づけといたしまして、第1回合同委員会においては、主として親委員会の各委員の意見を聴取し、それに基づいて、専門委員会のミッションに関する大まかな方向性を把握しようとしたところである。したがって、第1回合同委員会においては、専門委員会としての独自の検討を行うことはできなかった。ただ、その際に重要なことは、今後1年半程度をかけて慎重に議論するというミッションが与えられたものと了解したことである。

そこで、第2回専門委員会において、専門委員同士の議論を開始しようとする矢先に、急遽懇談会より中間報告を求められることとなった。本来、このような依頼があるのであれば、第1回合同委員会において示されるべきものと思われる。あるいは第2回専門委員会の席上で方針の転換について、提案と釈明が行われるべきものと思われる。にもかかわらず、専門委員会が開催されることなく、事務局より、急遽方針変更が示達されたことは、まことに残念なことである。このように事務局が専門委員会の円滑な議事を支援しない状況のもとでは、専門委員会は、専門的な議論をすることは困難と思われる。そのため、中間報告までには実質的な専門委員会は第2回の1回、2時間しか行われなかった。このようなものを専門委員会の中間報告とすることは卑しくも専門委員会としては、恥ずかしくてできない。

そこで、専門委員会の中間報告ではなく、あるいは専門委員会の議論の状況報告にすらならず、単に各委員の意見開陳の紹介にとどめざるを得ない。

それから、4つの考慮事項に加えまして、当委員会においても、一定の理解が見られたとしまして、しかしながら、この4つのみが考慮事項であるかどうかに関しては、共通認識はないということをつけ加えたいということですのでございます。

それから、そのほかの考え方の意見といたしまして、今の委員長案の2つに加えまして、区割りを全国規模、あるいはブロック規模という上から目線だけで検討するのではなく、区割りのあり方によって、それぞれの都道府県単位の地域や、そこに暮らす住民の利害関係と栄枯盛衰に深刻な影響を及ぼすことに関する十分な配慮という下からの目線が必要であるとの意見。

それから、経済界や言論界という特定の視点ではなく、幅広い国民各界各層の意見の反映が必要であるとの意見などがあったということで、2項目加えてほしいということでした。

それから、一部文言の修正のほか、そのプロセスにつけ加えまして、また懇談会の目指す地域主権型道州制を目指すのであれば、単一主権制を形成を採用している現行憲法体制の否定であり、当然ながら、2は憲法改正によらざるを得ないという意見もあった。また、それは憲法改正の限界の観点から、可能性があるのか否かに関しても疑義を持つ意見があったということで、金井委員の意見が述べられております。

それから、最後に、道州制基本法における区割りの扱いといたしまして、いわゆる道州制基本法においては、道州制の区割りに関しては、定めるべきではないと考える。道州制の区割りを定める具体の作業については、専門委員会でも専門的な検討を進めつつ、道州制基本法制定後、基本的方針を同法に基づき検討し、まず、基本的方針に関して広く国民の意見を反映するように進めるべきである。しかる後に、そのような基本的方針に基づいて、専門的な検討を踏まえて提起される詳細な制度設計を前提に、住民や地方自治体の意見を十分反映しながら、最終的な段階で進めることが重要であるとする。

以上が、金井委員の提出意見でございます。

○矢田委員長 どうもありがとうございました。

この意見も含めて、最後にどうまとめるかはご相談したいと思っております。

今日は出席委員、3人だけですので、じっくりそれぞれの意見を開陳していただきたい。たたき台として、4項目プラスアルファを入れまして、多少内容らしいものをつくって出したい。内容についても、どっちに触れても結構ですので、6時までということですので、まとめが早かったら、早く終わります。

どうぞ、ご意見いただければと思います。

もう田村委員から順番にいきますか。あいうえお順で。

○田村委員 まず、そもそも確認なんですけど、状況の変化がよくわかっていないんですけども、何が状況が変わったのかなというのは、もし事務局のほうで、もう少しわかりやすく説明していただけると。状況が変わったから何かアクセラがぐんと踏み込まれたということのようなんですけど、そこをもう少し理解してからでないとなかなか議論できないなと思っております。

○矢田委員長 じゃあ、事務局。

○杉本参事官 先日の12月1日の道州制ビジョン懇談会で言われましたのは、中間報告の3月の時点と比べまして、世の中の情勢が大きく変化していると。経済的な状況のことを言われておられるのかと思いますけれども、そういう中で、特に中長期的な観点から、制度的な見直しというものをやっていく必要があるということで、政治に動きを促すという意味でもスケジュールを繰り上げて議論をしたほうが良いというようなご意見ですとか、それから、道州制基本法の骨子などを外に向かって出せば、そこから国民的な議論が活発になるんだと。だから次の一步を踏み出すというような意味でも、この議論を前倒しして行ったからいかかと、こういうようなことを言われておられる委員もおられました。

それから、また堺屋委員が12月1日には意見を出されて、資料を出されておられましたので、克服すべき課題というの、これをもとに議論をしていけばはっきりするというところで、ここでもまた国民的議論を喚起するための弾としても早く意見交換をしたほうが良いんじゃないかと。こういったようなことも言われておられました。

一応、1日のほうの親会で言われたご議論はそういうことでございます。

○矢田委員長 どうぞ、ご意見。

○田村委員 非常に私も今日も戸惑って来ておりまして、また、金井委員の意見を読んで、かなり過激な書き方ではありますけれども、なるほどなと思える金井委員のもありまして、1つは経済的状況という話で、果たして道州制ということがいきなり、日本の経済状況を急に変えるものとは私は思えなくて、もっと中長期的に日本のシステムを変えていくものだと思っておりましたので、その場合には、鶏が先か卵が先かかもしれませんが、やはりしっかり議論をして、それである程度した上で国民の方に中間段階を投げて、またその国民の議論を受けて、また専門委員会のご議論する、そういうキャッチボールが必要なのではないかと。それはなぜそういうふうにするかといいますと、私の今立場として、全く分野は違うんですが、私は一応ロー・スクールの今教員をしておりまして、ロー・スクールの議論、あるいは裁判員制度もこれから始まるわけですが、現実に十分議論されて、制度ができたとはどうも言いがたいなど、今振り返ってみると。しかも、いろいろな混乱といえますか、当惑というか、国民の中にもいろいろ起きておりますし、あるいはロー・スクールも十分うまくいかなかったと。いかなかったと決めつけるかどうかは別にしまして、そういうことの轍を踏まないためにも、やはりプロセスというものを大事にすべきじゃないか。もちろん、急いで議論というのもわかりますけれども、急ぎ過ぎて、空っぽの議論の中で、基本方針とか案を示すのはちょっと心配だなと、まず思っております。

ほかに、ちょっといろいろ言いたいことはありますけれども、まずほかの委員の皆さんからも。

○矢田委員長 今回の事態について、いろいろ金井委員が強く出ていますが、それを中心にして簡単に、要するに内容に入る前に引っかかる人が多いもので議論したいと思えます。それはきちんと報告に反映するようにしますので、私も言いたいんですが、まとめ役ですので、じっと耐えて聞きますので。

林委員、どうぞ。

○林委員 私もまだちょっとその議論についていけないところがありますが、今回のその早める云々のちょっと前になるんですが、この委員会で中間報告だとか最終だとかというときのイメージというのは、日本地図にこういうふうに線を引いたらどうですかとか、あるいは何パターンかありますよというのを提示することなんですか。あるいは、道州制を、かなり4つ論点が出ていますけれども、それ以外にも例えばこういうところは注意しないとイケないとか、それから具体的に考えると地域によってすごい線引きというところちょっと言葉が悪いですが、ここに線が引かれることはないよねというようなことが割とはっきりしているところと、こっちに入ったほうがいいのか、こっちに入ったほうがいいのかということがすごく議論になるところと、あるいは今の都道府県を前提にすれば、都道府県をそもそも県境を必ず区域割りにしないといけないのか、もしそうじゃないとしたらそのエリアの人はどう考えるのかとか、そのエリアによってどこまで歴史的なことだとかということを考えないといけないかということが、エリアによって随分変わってきていますよね。

そのあたりのエリアも含めて、このあたりではということも含めて、こういうことを議論して決めていきたいと思いますという報告書なのか、地方制度調査会が出したような、こんな方法がありますよということを出すのかというのは、ちょっとそのあたりはまだ私はつかめていなくて、もちろん今度中間報告、このタイムスケジュールに従えば、線を引いたものというのは今回時間的には絶対無理ですが、最終的にはそういう形の一案に多分絞ることは難しいかと思うんですけれども、具体的なものを新提示するという理解でよろしいんですか。

○矢田委員長 どうですか。

○杉本参事官 今日の資料のとりあえず7をごらんいただければと思いますが、中間報告の中で道州制ビジョン懇の区域について記述されたもののエッセンスを書かせていただいているものでございます。

まず、この専門委員会における検討内容として中間報告に書かれておりますのは1番でございまして、道州制の区域について透明性のある基準を設定すること、それから基本方針を定めることということで、この中で具体の区割りということは言われておりません。ただ、これをもとにした区割りの専門委員会をつくるときの親会のほうの今年の9月ぐらいの議論だったと思いますが、その中では必要性があれば区割りそのものを検討するということもあり得るということでお話はいただいているかというふうに思っております。

そのほかの2番と3番につきましては、これは委員長の案の中にも書かれている考慮事項ですとか、それからプロセスのポイントといったようなものが示されているところでございます。座長のスケジュールによれば来年の後半ぐらいまでに基本方針なり区割り案のたたき台のようなものをお考えくださいというのが当初の示された意見、案というか、方向性であったというふうに思われます。

○林委員 例えば、歴史、文化、風土の共通性とかというのがあって、これが大事なのはそうなんです、歴史、文化ということを考慮するとこの線になるよねというのが1つ決まるわけじゃ多分ないと思うんですよね。これを考慮するとしても、こっちに帰属しているのがいいのか、こっちに帰属しているのがいいのかという意見が、やっぱり中で割れたりするんだらうと思うんです。だから、特にそういう国の地方部局でも若干重なったり、少し違ったりしていますよね。少しずれがあるということはみんなわかっているわけですので、ある種の作業専門部会であるとするれば、そういうよく出てくる住民からの意見だとか下から、下という言い方はちょっと悪いですが、そのエリアからの意見だとかということ吸い上げるようなことを考えるというのは、例えばこの委員会では可能なんですか。それは、例えば世論調査なんかをほかのものを参考にするのか、あるいはここが実施する意識調査なんですよというようなことが可能なんですか。

○矢田委員長 この委員会の題名が難しいんです。区割り委員会じゃないんです。区割り基本方針検討専門委員会なんです。

やっぱり基本的な考え方を提案することだと思うんですが、と言いながら、イメージが

なくていろいろ列挙することは非常に簡単なんです。ですから、区割りのイメージが全くなくて、考え方を羅列するだけでは深まらない。ということは作業の中で恐らく地図は出たり入ったりするんだと思うんです。最終的にどうするかはこの議論の方向だと思っています。それも含めてフリーハンドを与えられている。線引きがそこまで急がれているわけではない。線引きがひとり歩きして、関係地域を混乱させるというのはよく知っています。特に本州の中部地方あたりになると。だから、それだけが出るのを最も警戒しています。基本的考え方を重視する。例えば文化を重視した場合こういう案もあるという話は何回も出たり入ったりします。地図を書くことは厳禁だとは思っていません。集約するかどうかを議論の方向性だと私は思っています。少し頭を自由にディスカッションしたらいいと思います。

そのときに、いわゆる関係県とディスカッションするということが必要であれば、お願いするということかと思えます。九州みたいに余り聞かなくてもいいみたいなどころもないことはないですが、かなりシビアなところはしっかり聞きましょうということもあります。国民とは何なのかというのは、これまた難しい、経済団体なのか、行政、選挙で選ばれたトップなのかということも難しい。まずは私は基本的方向について地図を書きながらディスカッションしていきたいと思っています。したがって、今日は区割り案が出るはずがないと私は確信を持っていますので。

○林委員 すみません長くなって、初めてで。

そういういろいろな方針の基本的な考え方ということと、もう一つプロセスですよ、こういう手順を踏まないといけないんじゃないかというようなことも、これは基本的な理念ではないんですが、プロセスとしてはこういう手順が必要ですよということも、これは議論の対象に入ってくるんですね。

○矢田委員長 私はやっぱりこの委員会の工程表を先につくるべきだと思っています。どういう議論を何回やって、どこまで大体整理して、そしていわゆる関係の人にヒアリングをいつごろやるとか、一回一回こうやって親委員会に振り回されて会議を開いているのでは、とてもじゃないけれども対応できません。与えられた期間の中でそれなりのものを仕上げるのが我々の仕事であって、したがって工程表を先にしっかりつくる。皆さんの日程も確保できるように二、三カ月前から確定しながら、ここでは事務局にお願いする作業はこうであるということも指示したい。

ある前提を置かない限りは財政規模のシミュレーションはできません。人口とかあればできますが、その辺は財政自立性は本当かという話も出てきますので、ちょっとそこはこれから今日の意見をいただきながら工程表をつくって、与えられた日程でこなしていきたいというのが私の見解です。だから、懇談会の座長から与えられたことについてどう対応するかはまたちょっと後でまとめますが、そんなにディスターブされる話ではないと考えています。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 私はいわゆる親会のほうにも入っておりますので、この間のお話は聞いているんですが、私があるときにも一部申し上げて考えたのは、堺屋先生のほうから今日も資料が配られていると思いますけれども、お手元にあるかと思えますけれども、資料2の紙が出されて、それで堺屋先生としてはぜひ基本法の提出を目指して議論を進めたいというお話。

それで、それを見ながら私が今思っているのは、これも資料があると思えますけれども、自民党から、資料12ですけれども、「道州制に関する第3次中間報告」というのが出ていると、これは新聞紙上でも報じられました。それから、知る限り、例えば経済団体からもこの道州制についてのいろいろな紙が随時出されております。それは必ずしも報じられているわけではないけれども、経済界は経済界なりにこれまでも議論を進めてきたと。そういう流れの中で、我々は税金をいただきながら、謝金をいただきながら、こういう懇談会をやっているわけですが、だからといって政府というわけでもない。

そういう立場で考えると、先ほど田村先生のほうから議論のキャッチボールということだろうと思うんですけれども、お話がありました、私はまさにボールがあるといいなど、球があるといいなど。

○矢田委員長 どことどのキャッチボールですか。ビジョン懇談会とここの部会ですか。

○長谷川委員 田村先生がおっしゃったのは、懇談会と国民一般という脈絡だったかと思えますけれども、つまりこの懇談会と、それから国民とのキャッチボールという意味での議論の球がやっぱりあったほうがいいと。その球って一体何なのかという議論はあるでしょうが、堺屋先生は基本法を出したいと、こういうふうにつまみおっしゃっておられるわけなので、その球の一つとしてそういう基本法をめぐって具体的にどこまでできるかそれはわかりませんが、大いに議論したらいいんじゃないかと。議論することは皆さん賛成なわけだし、議論はしたくないという人は来ていないわけですから、だからその球づくりに向けて議論したらいいだろうなというのが基本的な私のまず考えであります。

では、どういうふうな中身にするかは、差し当たり今日のこの紙にもある4つの考慮事項、①、②、③、④と、経済的、それから帰属意識とか①から④まで書かれておりますので、こうことについて。それから、あとは金井委員から出されているように、この4点だけなのかと、これだけが考慮事項なのかと、こういうご意見もあるようですから、ほかに考慮すべき事項、例えばどういうことがあるかなどについても考えていけばいいのではないかなと思います。

それから、地図の話ですけれども、地図については要するに具体的な線引きの話、これは私は当分先だと実は思っております。ましてや、基本法の中で書く話では全然ないと思っております、この地図の話、線の話というのは、いわば最後の最後の本当の最後の話じゃないのかなと思うぐらいであります。

それで、堺屋先生のこのペーパーでもそここのところの書きぶりが、たしか基本ルールを定めたらというふうにして書いてあったと思うんです。資料2の2ページの4.の(3)のと

ころ、基本ルールとは書いていなかったです、すみません、間違えました。（3）のところで、以下の事項を明記すると、「道州の区割り及びその変更手続」というふうに書いてあるので、これは線のことを含んでいるのかどうか。これについては親会でも区割りの線を含め地図を出してくれとこういう話なのかどうかは確認はしていなかったのじゃないかなと思います。違ったら教えてほしいんですけども。

ですから、ここで議論がまとまらなければ、線とか地図の話はまとまらないのであれば、まとまらなくてもそれはそれでいいのかなと、むしろその次の実施法というか、そういうところに任せた書き方にしちゃってもいいのかなと思います。要すれば、できるところまでここで議論が進んで、何がしかの区割りについての考え方の一致というか合意みたいのが図ればとりあえずは一步前進かと、そういうふうに考えております。

以上です。

○杉本参事官 今の資料2の2ページの4番は道州制実施法の中身ということでございますので、基本法にはそういうところまでの記述はございません。

○長谷川委員 そうでしたね。すみません、そういうことですね。

○矢田委員長 我々も道州制ビジョン懇談会の中の専門委員会だと大枠でありながら、懇談会そのものの工程表が明確でないところで、この委員会が振り回されるのは、皆さんを委嘱している立場から、あるいはまとめる立場から言うと、そうは問屋が卸さないというのが私の見解です。基本的には私は最終的に区割りがどうのこうのというのはそれほど重点でもないし急ぐわけでもないんですが、作業においては相当の区割りを入れたところでここでやらないと、こういうふうにしたとき文化的な共通性がどう壊されるかという議論をしないと、地図を無視して議論というのはほとんどできない。経済規模、人口規模、財政規模、主要な都市がどれだけあるかということはこの中の作業でしたい。それと答申として区割りを出すということは全く別な話だと思います。地図厳禁という議論はあり得ないと思いますが、まとめは全く別。国民に非常に影響を与えますし、大きな流れにとって、この区割りを出すことはどういう意味を持つかということはきちっと議論していきませんが、作業はそれなしではあり得ないと思います。そこは別にしまして、今日は区割りを出す気は毛頭ありません。

今日、金井委員が皆さんの委員を代弁してしまして、こういう形で委員会を進めることに対する疑義が1点、これは最後で整理したいと思います。それなりにやっぱり意思表示をしないと、みんな日常大変忙しいときに特定のところで振り回されたんじゃ民主的な議論はできないという確信を持っています。そこから入るとほとんど今日の議論が余り生産的でなくなる。この間の議論をやったときの、堺屋レポートかどうかというのは、これは直接ここに出されたわけではありませんので、これをめぐって議論するつもりはございません。これは参考にしてご自由に。

今日私が出しました4点を中心にしまして、どういう視点で区割りをやっていくかということについて、第1回目は金井委員が言われましたように、我々は従属的な地位で話し

ていました。要するに、グループとして話したわけでは、合意に達したわけではないのですが、ただ論点としてはこういう論点が出ましたねというのをたたき台に出しますので、これをめぐって少し膨らませたり、批判したりしながら、今日の議題のメインをやりたいと思います。その辺よろしいですか、内容に入りたいと思いますので。

それでは、それを中心にしてご意見ご自由ですが、いかがでしょうか。

○田村委員 まず、議論として、道州制のやはり役割のところをもう少し明確にしていけないといけないのかなど、議論するに際して。例えば、中間報告であれば、広域の公共事業、例えば出ていますけれども、大型河川とか広域道路という、まだこれはイメージがどこまでなのかなど。もちろん、かくっと固まる必要はないんでしょうけれども、例えばこの範囲を射程に置いたらこういう道州とかがいいのではないか、こういう考え方がいいのではないかと、もう少し道州の役割のところ、結局はそれは国の役割と基礎自治体の役割と道州の役割、それをよくにらみつつ、もう少し具体的にイメージを持っていくのが一ついいのかなど、私は思っております。

2つ目に、実はこの資料の7でもいいですし、1でもいいんですが、透明性のある基準、基準の透明性ということ、明確な基準とかというのは何となくわかる。透明な基準って、基準というのは確かに基準で、それに基づいて当てはめをしていくんでしょうけれども、透明性というのは手続のほうなのかなど、ちょっと私はイメージがあれで、少なくとも手続の透明性はしっかり図るべきで、先ほど委員長がおっしゃられた工程表とか、あるいはどういうふうに進めていくかということ、やはりこの委員会の中で議論すべきだと思っております。

それと、3つ目に、実は私は専門家じゃないのでちょっとあれなんです、この4つの考慮事項のうちの1番の自立ということ、特にこの財政的自立という、これは林先生のまきにご専門だと思うんですが、これは恐らく、当然税財政制度をどう仕組むかと表裏一体で、それに仕組み方によってはかなり小さい道州でも可能かもしれないし、あるいは逆にものすごく大きな道州になるかもしれない。ここら辺のところは、だから税財政の議論とやっぱりリンケージといいますか、それをしていかなければいけないのかなど。要は、委員長おっしゃったように、実際の絵は我々が描くわけじゃないけれども、出たり入ったり、いろんな絵を描く必要が私もあると思って、そのときにそういう税財政の議論の状況とかというのは欠かすことができないなというふうに思っております。

それと、4つ目に、⑤があるかどうかというのはまだちょっと私にはわかりませんが、何かもう少しあるかもしれないなど。しかし、今、じゃおまえ何だと思ふんだと言われたときにはちょっと思いつかないんですが、何かあるかもしれないという、ちょっと。ですから、金井先生の指摘、ほかにもあるかもしれないというのは、ちょっとここは、もう4つで限定することは今の段階では避けるべきじゃないかなど思っております。

とりあえず。

○矢田委員長 どうぞ、林委員。

○林委員 中間報告からのこの4つの論点なんです、定める際に考慮すべきことで、実現したとして、この4つが備わっているほうがいいよねというのは、これはだれに聞いても、いやこれはいらないという条件では絶対はないんですよ。1番とかと、今のお話で3番とか、交流面とかということが全く同列なのかどうかというのをちょっと、書きようですから4つ並ぶんですが、例えばいろんなかき回すようなことになってしまいますが、経済的自立が可能といっても、今の経済力をそのまま前提に、議論として、これだけ人口が減っていったり、あるいは過疎化しているエリアがすごい大きいエリアで、そこを広げていったら自立可能なエリアと言えるのかといったら、これ多分、いくら広げていっても言えない、今の現状を前提にすればね。もちろん、自立できるようなエリアにしたほうがいいのは決まっているんですが、という実際の現状とかいうこととどう兼ね合いをつけて、ここでこう配慮しましたというようなことを入れていくのかなということが1つ。

それから、さっきの5番目ということかもしれないんですが、決める際に重要な点は、そのエリアの人たちの声を十分にくみ上げることだということなんです、そのエリアの人たちのことを十分にくみ上げないと、これ3番や4番の基準というのはわからないですよ。言うても、ここら辺は江戸時代はこうだったじゃないのと言ってみても、そこに住んでいる人は、いやいや実は仲が悪かったんやという話かもしれないですし、たまたま今こっこの県に入っているけれども、本当は昔こっこの県に入りたかったんだという話かもしれないですし、そういう意味では、2番、3番、4番というのはまさにそのことを聞かないと判断つかないですし、それから恐らくどれか、100人の人に聞いたら、この線がいいと100対0で決まるということはある得ないと思うんですね。

だからそこで、要するに100対0じゃないかもしれないけれども、こっこの方向へ、世の中こっこの方向へ向かっていくときにはこういうラインで決めたほうがいいんだと。その際にはこういう手続を踏んで決めましたよということが説明できるかどうかというのが、多分、特に2番、3番、4番で、さっき言われた制度と区割りと一体でぼんと出すことは、ちょっとこれは別にしても、恐らくそういう意味でおっしゃったんじゃないと思うんですけども、いろんな制度設計があって、じゃそれから区割りを、区割りについてはこういうことだけ検討事項ですよというのを出して、じゃあどこかの時点からこれについて検討してみましようやると、これ多分、もうそこで話なんか決まるんだろうかという気は、若干します。

ですので、さっき委員長言われたその作業ですね。いろんなくみ取りだとかという作業はやっぱりしていかないと、議論の材料にするとか、あるいは基本法を次の段階で出すにしても、何かその手続が必要なんだろうなと思います。

○矢田委員長 私は、国土審議会で圏域を設定するとき、全く同じ作業、事務局がデータを出してきて、要するに人口移動がどこを中心にして行われているとか、物資の移動、情報交流に関してデータをいっぱい出しました。大変おもしろかったんですが、例えば①であった自立ということ自体に議論するのは非常に難しいんです。東京を中心にして、④の

生活、経済面の交流でやりますと、約3,000万人で1エリアができるんです。四国で400万人のエリアができます。北陸が自立かどうかの議論は300万人なんです。沖縄は120万人。

今度はもう一つは、3,000万人と300万人の圏域間で、ブロック間の均衡性というのが確保できるのかどうかという問題が出てくるんです。③でいきますと、四国、北陸というのはそれなりの一体性を持っていますから、じゃ関東は3,000万、あるいはもっと言うとも3,500万近いんです。一体この④というのは、自立というよりも、要するに全体、国土の均衡性みたいなことを考えるときに、やっぱり規模を考えざるを得ない。

ここで私は、⑤を出さざるを得ないと思ったのは、戦後、半世紀の間に、ブロックごとに地域政策をリードしてきたプレーヤーがあるんです。知事会とか、それから地方経済団体連合会とか、相当ブロックの戦略をやってきた、交流をやってきたんです。これを抜きにして霞ヶ関で線を引くことはほとんどできない。ある面では国の支分局もそうなんです。地方整備局もそうですし、地方農政局もそうなんです。これが地域をまとめてきている。県ごとに47つが細分されているわけではなくて、事実上、ブロック的な動きをしてきた。かなりまとまっている。幾つかの県だけがあっち行ったりこっち行ったりしている。

そういうふうに詰めていかないと、私は、最後住民の帰属意識と一体性というのは、これは大変難しいんですけども、この知事会や経済団体、いろんなブロック団体そのものの帰属意識が、最後決めてきたので、⑤として戦後半世紀、広域づくりの主体とは何であったかということの一つの基準として設定していくべきである。ぽつんとした住民個々の主体性みたいなものを出されても、ちょっと乖離が激しい。その辺を私は、⑤につけ加えるべきところは、ブロックを主導してきた諸団体の、そのエリアをきちんと出したほうがいいか、そういう意味で幾つか、つけ足すべきならつけ足したほうがいいかなと思っています。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 このまず1の経済的・財政的自立が可能な規模ですけれども、これがどういうことを意味しているのかというのは、必ずしも中間報告をまとめるときに詰めた議論があったとは、私は記憶しておりません。

それで、ふわっと書いたわけだと思ってしまうんですけども、経済的はさておき、財政的なほうは、ほかの懇談会の委員はどうか知りませんが、私のイメージは、これは多くの首長さんたちと同じでありまして、つまり、今多くの自治体は地方交付税と補助金を国からもらわなくては財政がやっていけないということを、ずっと悲鳴を上げてきているわけですよね。だから、財政的自立という話を首長さんたちとすれば、それはすなわち、我々は十分な税源をもらっていないよねと。地方交付税をもらわないでやっているのは愛知県と東京都ぐらいしかないよねという議論にすぐなるわけで、だからこの意味合いというのはそういう意味合いではないのかなというふうに、私は受けとめております。

したがって、財政的自立が可能なというふうに言ったときには、それはいろいろなバリ

ーションはあると思いますけれども、基本的には地方交付税とか補助金とかが、今のよう
な規模で国からもらわなくては地方の自治財政がやっていけないような状態では、これ
は自立とは言えないなど。逆に言うと、やっていけるような形の税財政を仕組みを考える
必要があるだろうなど、こういう意味合いじゃないのかなと。

それは税財政の話ですけれども、規模の話は、これは経済的な話だと思うんですけれど
も、例えば国で見ても、100万の国から10億人の国まであるように、このくらいの規模が
ないとやっていけないんだということは多分ないのかなと。リヒテンシュタインみたいな
国もあるわけですから。だから何万人以上じゃなければ自立できないというのは、多分言
えないんじゃないのかな。その辺は林先生にむしろご関心いただきたいと思うんですけれ
ども、私がむしろ考えるのは、さはさりながら、企業活動のことを考えると、これくらい
の規模がないと、マーケティングとして世界で競争力を持って戦っていく企業にはならな
いという規模というのは、多分あるんじゃないのかなという感じはいたしております。例
えば、基礎的自治体の40万人というものを想定したときに、40万人マーケットの中で存
続していく企業が、じゃあ本当に世界のグローバル化した国際競争を勝ち抜いてやってい
く企業になるのだろうか。ひょっとしたらなるのかもしれないけれども、そこはやっぱ
りある程度の規模があれば、企業活動として国際的な十分な競争力というのは発揮できる
規模というのは多分あるんじゃないのかなと。そんなことを、私はこの文言を見ながら思
いました。

それから、2と3と4は、これは①ほど厳密な話かどうか、そこはちょっとあいまいで、
例えば2番の帰属意識ということをもつとってみても、例えば私は千葉県出身なんですけれ
ども、私は千葉県に帰属意識があるという言い方もできるし、関西に対して、私は関東
に帰属意識があるという言い方もできるわけなので、ここは実はふわっとしているなど。
帰属意識と言われても、なかなか厳密な定義というのは難しいのかなと思います。

なので、議論の進め方としては、やっぱりわかりやすいところからやってはどうかとい
うことと、今、いみじくも委員長がおっしゃられたように、実は九州とか北海道について
は余り議論がなくて、本当に議論になりそうなところって幾つかにきつと絞られてきます
よね。そののところが議論してみると、ここのさばきをするにはこういう論点はものすご
い重要なんだなということが、おのずと浮かび上がってくるのではないかしらと思いまし
た。

○矢田委員長 この大枠は、それぞれがイメージで議論していますので、私から見ると、
これを例えばブレイクダウンしたときに、どういう指標でやりましょうかが課題となる。
もう1つ2つブレイクダウンして、それに基づく作業をお願いしたいと。往ったり来たり
してイメージをつめていきたい。今日は、もう1つ田村委員が言ったみたいに、我々はビ
ジョン懇談会もとの専門委員会なんだけれども、一体道州制というのをどう考えている
かと、必ずしも共通認識に達していない。この間もちよつと議論したときに、ビジョン懇
の意見とかなりずれた意見がいっぱい出ました。そこはどこかで共通理解が必要です。要

するに国の権限が道州にどう落ちていくイメージでやるのかです。そこは1回、きちんとここでディスカッションしないとずれが出てくるかなと思います。

もう一つ、大変なのは財政なんです。ビジョン懇は何も出していないと言うと怒られますが、それぞれまたイメージが違う。九州モデルでは10月20日に出しましたけれども、税目や税率をいじらないで、国税のこの部分を何割こっちに移すという、市町村税はそっくり置いておいて、府県税は道州税にして、国税の一部を共同財源と国税と道州に移すという、それで国と地方の比率を2対8ぐらいにする。その辺の財源の持っていく方によっては、自立という言葉が全然わかりません。そのときにやっぱりスケールメリットが一方でいるんです、自立のためには。だから、そのところはやっぱりある前提を置かないと。例えば経団連の案でやるところであるとか、九州でやった案で前提にして作業をするところになるとかぐらいの話で、そういうことをやらないといけない。それぞれの持っているイメージで議論しても、大きくずれてしまう。

それと、地元の意見を聞くと一体何のことなのか。アンケートなのか、知事の話なのか、経済団体なのかって、全く違います。そこはどうか。⑤はやっぱり戦後のブロックをリードしてきた動きをきちんと把握する、団体の動きをきちんとやると。ほぼさっき言った問題というか、議論しなくちゃならない県というのは、その団体の区割りが相互に交錯しているところなんです。だから、そのところは詰めれば詰めるほど、大体一定地域に収められてきますが、逆に言えば、非常にナーバスになっていますので、変に慎重に対応しなければならないと思います。

ほかにこの骨格について、修正した上で、この報告はしたいと思います。金井委員はこの骨格について、4つのみかというだけで、他にないですね。どうなんですか。

○杉本参事官 そうです。

○矢田委員長 むしろこれをブレークダウンして、具体的な作業をやりながらこれをもう1回詰めていくという方向でいきたいという意見でまとめたほうがいいかなと思います。

ほかにつけ加えることはございますか。この私の提案したことについて。金井委員の2ページの下から、上からの目線というのは確かに重要ですけども、それをこの4つの意見がカットしているわけではないので、むしろまとめていくときのプロセスの問題です。それこそ透明性とか、生活実感とか、案は幾らでも出せます。「キャッチボール」という言葉もありましたから、その辺をちょっと入れた上でまとめたい。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○田村委員 大体今話されたところに関してなんですが、やはりその手続の透明性ということ、書いてあると言えば書いてあるんですが、そこをやはり強調すべきではないかなと。恐らく、金井委員なんかのこの下から目線のところとか、その次の3ページのポツというのはそういうことを言っているのかなと。

実は、先ほど来、経済界とかという話があったんですが、私は今新潟に行って、例えば新潟県の県の経済同友会とか、あるいは県の経営者協会とか、いろいろあるんです。いろ

んなところで話をしたりするんですが、そうすると、確かにそういうところで集約はしていますけれども、一方で、例えば同じ経済界でも地方銀行の方とか、あるいはメディアの方とか、さまざまな産業があるわけで、その産業の人によっても、ちょっとやっぱりトーンが違うなど。確かに経済界は集約しているかもしれないけれども、やはり個別のところというのはかなり違った意見もあるのではないかと。ですから、単に経団連、同友会とか、そういうところのまさに全国組織のそういうところだけで意見を聞くということはやはりどうかと。もっと要はいろんなところの、やはり同じ経済界であってもいろんな意見があるようですから、そういうところの本音も含めて、やはりやるべきじゃないかなと。そういうことも含めて、この幅広い国民各界各層で、何となくそういう全国組織ばかりなものですから、あるいはそういう個別分野とか、そういうところをもう少し、手続の話、かなり細かい話になってしまいますけれども、そこは強調すべきかと思います。

あと、先ほどの4つの考慮事項は、4つ自体はこれでいいと思いますし、委員長おっしゃった5つ目もあるのかなと思っていますが、その際、先ほどの財政的自立の話に戻りますが、恐らくこれというのは、もうかなり制度変更をどうするか、制度をどう設計するかとかなり表裏一体だなと私は思っています、ですから、繰り返しになりますけれども、税財政の議論をしっかりと我々も見なきゃいけないというのが1つ。

それと、あと、先ほど住民の帰属意識という話がありましたが、恐らくこれは地方によってかなり違うのかなと。長谷川委員、千葉県の話もされましたけれども、新潟なんかを見ると、かなり新潟の中の地域性というのは相当程度、それは委員長もご存じだと思いますけれども、相当程度違いますし、一方で、やはりまだ江戸時代とか明治の話をして、何となく伝聞調で言う人もいるわけでありまして、そうすると、恐らく戦後のブロックの話というのがありましたけれども、やはり廃藩置県ころの出たり入ったりというのも、資料でしっかり見ながら、特に特定の地域についてそういうところも相当議論する必要があるかなと思います。

○矢田委員長 どうぞ。

○長谷川委員 時間もたっぷりありますから。

○矢田委員長 民主的にやっていますので。

○長谷川委員 今の下から目線の話ですけれども、私こればっと見たときに、すぐイメージしたのは、基礎自治体のところを実はイメージしたんです。これ、1回目のときにも申し上げたかもしれませんが、県境を前提に考えているわけじゃないよねというふうに確認させていただいたと思いますが、そうすると、具体的な、例えば静岡県なんかは真ん中の中部のところと東部のところと西部のところ、結構気持ちが変わっていて、浜松の人は三島のことを余りにしないとか、帰属意識で言うと、三島のほうの人はむしろ関東に帰属意識があって、浜松のほうだと中部に帰属意識があったりすると。そういうところもあるよねと。

それから、例えば四国のある県なんかでも、同じ県であるにもかかわらず、昔の江戸時

代の藩の名残なのかもしれないけれども、何か隣の港のほうの人は、私たちの港のほうには絶対就職に来ませんよと。こっちの就職率はものすごい悪いのに、隣の港のほうには絶対行かないんです。どうしてかといったら、それは江戸時代からの名残で、あそこはライバルだったと、こういう説明を聞いて僕もびっくりしたんですけれども、そういうような帰属意識ってやっぱりあたりもするんですよね。

そのことが、下から目線とやっぱり関係しているかもしれないなくて、だから県境じゃなくて、基礎自治体単位で物事を考えたときには、実は私たちは、例えば静岡で言えば、三島は関東に入りたいと言うかもしれないんだと。そういうことも配慮することが大事ということをおっしゃっているように、私は受けとめました。

○矢田委員長 国土審議会のときも、とにかく議論になったのは新潟と長野と静岡なんです。最後詰めると。それはもうおっしゃったとおり、上越、下越、中越の問題と、信州における上信、北信、中信、南信です。ただ、私は今、まさらなので、県境を前提としないという文章自体が何かを語っていると思っています。県境を前提とするとも、何も書かない。要するに、それはこういうものを詰めた段階で出てくる話はそのときやりましょう。ある特定の県をイメージして、全体に波及するような文章は、やらないほうがいい。とにかく作業をやりながら、どこでどういう問題があるかということ煮詰めていきたい。

逆に、県境を取っ払うという話を先に頭の中を取っ払って、それだけで混乱する。他方で、100年でやっぱり県民意識というのは非常にできている。都道府県境の話は一切触れないで、粛々とやりましょうというのが私の見解です。江口座長の文章で、県境にこだわらない、白紙で出発すると書いてありましたが、私はそういうことをこだわること自体が白紙じゃない。すべて触れないで、思考は自由ということで、文章上は余り触れないというのが、私の見解です。

もうあちこち行きまして、県民意識が非常に強いところと、福岡みたいに筑前と豊前の対立が今あるところと、北九州市だって筑前と豊前の意識が強い。個々に行けば、もう幾らでもネタはあるんですけれども、やっぱりトータルどういう哲学でどうまとめるかが我々の仕事であって、個別みたいなことを次々と出したらほとんどまとまらないと思います。ちょっとその辺は、「県境論」は初めから白紙ということできたいと思います。

どうぞ。

○林委員 先ほどから何度か財政的な自立の話が出ているんですけれども、これも将来、経済成長云々ということをやっと抜きにすると、結局、エリアごとの税源というのはもう限られているんですよね。例えば土地で割るかとか何で割るかということは、別に割り方はいろいろあっても、税源というのはやっぱりそのエリアの、フローの、付加価値なり所得なりでしかないんですよね。

その水準自体に、1人当たりで見たときに非常に格差、非常にとやるとちょっと語弊はあります。昭和40年代とかと比べると随分縮まっていますし、90年代後半なんかと比べると広がっていると。どんな見方するかですが、少なくともどこもフラットではない

という現状があって、それに対して、どこのエリアもそのフローの経済活動に対して、公共部門というのは2割なんだと言って、その公共部門が全部そのフローの付加価値の2割でやるんだということでやれば、これは別にどんな区割りしたって自立できるんですよ。

だけれども、実際には、例えば距離が離れているとかということで、コスト面では差がつくわけです。コスト面で差がつくから、それでコストが高いところは、ほかのところは県民所得に対する1割でいいけれども、コストの高くつくところは3割集めなさいとやれば、これはこれでまた自立が可能だということになるんですが、じゃそれはそれでいいのかというと、またそれは、これは財政制度の話ですけれども、だから自立、やっぱり財政的な自立と言うときに、お金の面での自立ということもあるんですけども、例えば、今、国が地方部局でやっているような意思決定の範囲だとか、その範囲で決めている意思決定を、そのブロックの中にあるこの県庁で決めなさいと言われても決められないわけですよ。

という意味では、そのもっと大きなエリアで決めないといけないということで言うと、意思決定の自立性みたいなことを入れていかないと、何かお金だけでやると、こうやれば自立と言えないじゃないかというのがいっぱい出てくるので、もちろん文言として、経済的な自立とか財政的な自立というのは考慮すべきだというのは、全然そのことに関して異論はないんですが、具体的にどうなったら自立なんだろうと。さっきもお話出ましたけれども、ということを見ると、この自立だったらこういう区割り、あるいはこの規模、この自立だったらこういう規模というのがいっぱい出てくる可能性もあるので、ちょっとその辺、私全然何も提案しているわけじゃなくて、その辺が私も非常にもやもやとしているということの問題提起なんですけれども。

○矢田委員長 経験ばかりであれですが、別にまとめる意見じゃないので。

1つは、経済的自立と言うときに、自立って何かということで、やっぱり経済をリードする中枢都市がきちんとあるかどうか。それから、工業集積のバランスがどうなっているか。完全に農業地帯だけでいけるのか。逆に、大きな都市があったときに、水系をぶった切るようなのはいかがなものか。それから、森林資源、やっぱり自然と都市と工業と農業、ブロックでやると意外とバランス取れているんです。

その辺の中のやっぱりトータル、経済地理的な単位として、北海道は北海道、九州は九州、東北も相当部分、大体まとまっているんです。自然的一体性というのは軽く見ているけれども、実際は関東だけです、周りから吸収しているのは、水、電気、人、みんな依存していますから。それ以外はそこそまとまっている。私は極めてベーシックなところで大枠が出てくるのかなと思います。そのとき余り小さいブロックをどう考えるかが課題となる。四国とか北陸になると、工業集積、100万以上の都市がほとんどない。経済的にこれから雇用を確保するというのはい体可能なのかなという問題があります。おっしゃったとおり、金、財政収支というのは、逆に決めてから、法人税をどう配分するかで決めていけば、ほとんど人口割に対しては消費税はかなり似ている。都市計画税も固定資産税も似

ていると。ばらつきがあるのは法人税です。法人税は国が取っているから、それを地方に引き戻すというのはどういう論理で引き戻すのかというのは非常に難しい。相続税も、地価が違ったり金融所得が違うので偏位している。

先に大枠ができれば、逆にそれに合わせて税制をいじることも可能なので、もう少しベーシックなところで少し議論がいる。

ほかに意見がありますでしょうか。今は極めてオーソドックスな、資料1の①から④と、その後白丸2つ、この辺を軸にして議論をしております。

○田村委員 今のは林委員の意見にちょっと加わるような感じかもしれませんが、意思決定の自立ということは、すなわち政策面におけるまさに自立なんだろうと。それは、ここでの議論ではなく、むしろ親委員会だとは思いますが、やはり自主立法権だとか、いわゆる上書き権を含めて、そういうものをしっかり道州ができるんだと。そしてまたそこには、やはり単なる執行機関ではないんだということ、道州はですね。まさに地域の、本当に総合的な経済主体、経済主体ということはありませんよ。政策主体であるということが、結果として経済的・財政的自立を促すとか可能にするのであって、そのところが非常に、いわゆる骨抜きになってしまいますと、やはり道州制がおかしくなってしまうだろうと。そのところを、これは親委員会の話でしょうけれども、しっかり、そこを単に書いただけじゃなくて、法律上の位置づけはむしろそっちのほうに基本方針、基本法なんていうのはしっかり書き込むべきことが多々あるのではないかと思います。

○矢田委員長 ビジョン懇の中間答申は、かなりそこは力が入っているんだと思います。法律化になるかどうかは別にしまして。むしろ、それと経団連案とか、自民党案とか、それから九州モデル、これをほぼ共通しているんです。2層制であるという点と、それ1回、事務局で整理していただいて、道州制とはどういうイメージで我々議論していくのか。簡単に言うと、やっぱり、主要な意思決定は国がやって、その下請けを地方がやるというシステムから、むしろ分野別縦割りをやると。外交はどうぞ国も実行もやってくださいという、産業政策はブロックごとにやります。ほとんどそういうイメージでできています。1回ちょっと整理していただいて、今、4つぐらいですね、たたき台出ているのは。九州も入れて。

○杉本参事官 そうですね。

○矢田委員長 それほどずれていませんし、ずれてここを議論するつもりもないんですけれども。

それで、それを前提にしたときに、自立というのは、おっしゃったとおり、ブロックはブロックで内政部分をほとんどそこで意思決定するという話です。ただ、それだけ意思決定して実行する段階で財源が保障されるかは、これはもちろん深刻な問題です。そこは恐らくビジョン懇が一番こだわって中間報告を出しているところだと思います。余りこちらが口出す話ではないかと思っています。

今日の議論の中で、私が勝手に言いましたが、①、④にもう一つありますかと言ったと

き、戦後ブロックの政策を支えてきた動きを認識するというを、1つ入れていただきたい。地方経済連合会だけとは限らないですが。

それから、プロセス論で、やっぱりキャッチボールだの下目線だの透明性だということ、やっぱり本当に議論したものが国民的合意を得るためには、案をつくる過程からプロセスが重要であるというところはかなり入れていきたいという。

それから、もう一つは、こういう形で緊急動議せざるを得ないのはけしからんとありましたけれども、私も本心はそうですけれども、余りそこで過激な文章は書きたくないんですが、むしろ再来年3月までしっかりやるための工程表をつくって粛々と検討を進めていく。懇談会から求めたときは、正直にそのレベルでの合意の部分については報告をするという形で、ゴー・オン・マイ・ウェイでやります、責任を持ってやりますという文章をつけたい。その上で、今回の議論はこういう議論でありますので、それを前提にご議論いただければというまとめ方にしたいんですけれども。

○長谷川委員 今委員長がおっしゃられた5番目の戦後の体制云々のところで、先ほどもちらっとおっしゃった、今の支分部局の議論が結構盛んでありますけれども、これは資料要求ですけども、農政局とか整備局とか、いっぱい支分部局ありますよね。その担当の県がどういうふうになっているのか。必ずしも全部きれいに重なっていないと思うんです。

○矢田委員長 ええ、見事にずれています。一致しているのは1つもない。

○長谷川委員 そうですよ。それが頭に入っていないので。

○矢田委員長 九州だけです、全部一致しているのは。

○長谷川委員 それをちょっとまとめた一覧表で、こういうふうになっておりますという。

○矢田委員長 余りにも多いんですね、厚生局まで入れちゃったら。皆さん経産局と農政局と整備局ですけども、それ以外にいっぱいあるんです。

○長谷川委員 それが1つと、それからもう一つ、経済団体のほうも、実は中部なんかは、あれ長野が入ったり入らなかったり、何かありましたよね。

○矢田委員長 電力会社なんです。だから北陸は富山にあって。ただ、おもしろいのは、関東に経済団体はないんです。これがまたおもしろいので、経団連直轄でもないんです。したがって、経済団体が関東エリアをどうするかというデザインがないんです。

○長谷川委員 それの、ですから経済団体の区域の資料も、あわせていただければと思います。

○矢田委員長 それから、ついでに言えばJR、それからNTT、高速道路会社、これがいかに線引きを、それぞれの都合でやっているか。それをやっている、なかなかあちこちに境がいっぱいあるんです。ついでに、新聞社の支局配置もやっているんです。私も全部パソコンに入ってながめていますけれども、事務局にまたそのときお願いします。ただ混乱するだけですけど。といいながら、経済団体は電力で、電力は水力発電で決まったというのが、今の分割です。だから、新潟がなぜ東北電力かといったら、阿賀野川があそこ

へ流れているからである。

○杉本参事官 基本的な中身は多分、今すぐ整理できると思います。付記の部分を少しまた委員長とまずご相談していただいて、皆さんに諮らせていただいたらいいかと思います。

○矢田委員長 諮るのは今ですか。それともメールでやりますか。

○杉本参事官 付記のほうはメールでやらせていただきたいと思います。本文のほうはすぐ、ちょっと時間いただければと思います。

○矢田委員長 なかなか、事務局は優秀ですので、すぐにつくっていただくそうなので。

ちょっと、ではまたフリーディスカッションで。

○林委員 道州制の議論で、区割りを考えるときに、アメリカと日本と全く違いますけれども、アメリカだって、要するにヨーロッパから来て、最初のほうは詰まった州になっていて、西のほうに来ると、ものすごく3,000万人の州があったり、それこそ人口100万人の州があったり3,000万人の州があったりというようなところもあって、日本で道州制を議論するとき、例えばビジョン懇とかこれまでの議論の中で、例えば私は関西で、兵庫県というのは人口500万人以上いるんですよね。道州と考えたときに、四国というのは人口400万人、ニュージーランドですね。四国が州になるのなら、兵庫県は州になれないのかというようなことを考えたことがあるんです。

さっきの言っていた意思決定の範囲ですよ。もちろん、近畿整備局がやっていることを、兵庫県が県庁で決められるかって、決められないので、やっぱり広いほうがいいのか、そういう意味での意思決定のエリアって必然的に広がってくるんですが、例えば人口800万人のところ、州がこんな権限を持つなら、自分のところはこれで州になりたいとかというようなことをもし議論として出たら、どうなんでしょうね。そんな、北海道は北海道で1つなんですけれども、沖縄も若干そういう傾向はあるかもしれませんが、この区割りというときに、今の県でも州になれるじゃないなんていう議論は余りされていないんですかね。

○矢田委員長 出ているんです。横浜独立州という案とか、名古屋独立州という案が。関門独立州とかですね。それはそれで正式であればここで紹介して、我々はそれをさばく立場じゃありませんので、本当に実行する段階でそれなりのところはさばくので、いろんな正式の見解があればここで紹介していただければと思います。

○林委員 今、ちょうどお話出たように、名古屋とか横浜とか、いわゆる都市州ですよ。

○矢田委員長 そうです。

○林委員 その区割りを考えるときに、都市州とかというのは念頭に置くんですか。そういう可能性もあるということですか。

○矢田委員長 それは親委員会がどう考えているかというところで、ドイツは3つありますよね。ベルリンと、ハンブルグと、何かもう一つ小さい。

○田村委員 ブレーメン。

○矢田委員長 ブレーメンね。ブレーメンは、もうほとんど周りから財政支援をいただい

ているから、もう批判されているんですけども、それはそれでまた、それこそ地方の意見を聞くと書いてありますから、入れて、どうさばくのかは別にして、情報を集積して、多少紹介することだと思います。

どうぞ、ほかに。

○田村委員 今の関連しまして、可能性として都市州ということも議論の1つにはあるんだろうかと、私も思っています。ただ、実際に詰めていくと、特に税財政の問題、あるいは昔の5大府県、5大市の特別市議論とかと重なってきますので、非常に話がややこしくなるなと思っておりませんが、それで、府県の話もそうなんですけれども、今、兵庫の話が出ましたけれども、確かにいろんな県でその議論が、新潟も含めてあるんですよ。沖縄が1個でいいのであれば何でうちはみたいな話は、これはかなり出てくるだろうかと。もちろん、それも1つの意見ですから、それはそういう意見も聞いた上で、どうあるべきかというのは議論されると思うんですが、それと、実はこれから先に行くのかもしれませんけれども、金井先生のペーパーの3ページの下のところは、これからということでもよろしいんですかね。まだこのところなんですけれども、いわゆる法律論と、いわゆる憲法論のことというのは、私も正直、憲法学者ではありませんし、法学といっても行政学のほうなので、こういう議論も少しあり得るのかなと。この辺はむしろ憲法の専門家にも、もしかすると付加的に意見を聞くということも必要じゃないかというふうに思っております。

○矢田委員長 私もこれ、意味はわからないですけども、主権という言葉を使ったことなんでしょうね。だから、地方分権と書けば何も、地方分権と地域主権とは、言っていることは全然変わらないですね、この道州制に関して。

○田村委員 だから、主権という言葉を使えば、まさに連邦政府議論と、こういうふうになって、要は地域主権と単一主権がそもそも両立するのかということだと思いますし、あと、今の憲法をどのような構造、憲法の構造をどう考えるかということも、単に憲法8章のみならずかもしれません。

○矢田委員長 だから、分権というのは統治権の分割ですから、主権となったらちょっと話は違うんですよ。勢い余って書いている感じもあるけれども、法的な議論を言ったらまた違うかなという感じですよ。マスコミ、経済界は好きなんですけれども、法学者から見ると、ちょっと勘弁してくれというところはないことはないらしいですね。

○杉本参事官 ここはいかがいたしますか。一応この中に、金井先生のご意見は、憲法改正についてどう考えるかというような意見が一応入っているんです。

○矢田委員長 憲法との整合性についてきちんと整理する必要があるということだと思うんです。憲法改正をしてやっているのはイタリアとフランスですが、日本ではそこまでは考えていないと思うので、ただ、そう考えているからといって、言葉の使い方によってはこういうことが出てきますので、それはきちんと整合性をとった用語の使い方がいいなというところですよ。ちょっとここまではっきり言わなくて、憲法との関係をどう見るかという。

基本的には、私は、もう皆さん委員として依頼された以上、再来年3月まで粛々と民主的にやって、それなりのことをやりますという姿勢で、親委員会がどう動く、それはそのときに随時対応するというところで、今回の問題は余り荒立てないし、かといって、こちらはペースが崩れることはないという形でやっていきたいと思っていますので。

○田村委員 先ほど、経済圏の話とか出ている、地方支分部局がどうなっているかという話があったんですが、余り事務局に負荷を与えたくはないんですが、企業がどういうふうな、企業そのものが、全国的な企業、さっきのJRというのがありましたけれども、それ以外にもっと、いわゆる純粋民間といいますか、そういうところがどういうふうにブロックを考えているのかなという、そういうのも少し知りたいなど。ですから、急ぎじゃないんですけども、もしかすると割と支分部局に合わせているのかもしれないし、あるいは全く独自のこういう何か本部、中部本部とか、案外東西に2つに分けているかもしれないとか、いろいろあると思うんですが、そういう経済活動のことが、経済活動をやりやすくするとか、あるいはまさに地域に応じた経済的な政策をやるという話があるわけですから、そうするとやっぱり企業のそういうところの情報も、余り無理は言いませんけれども、ちょっと知りたいなど。国というのはまさに行政ですけども、やはり経済活動においてどういうふうに企業がやられているのか。そこも可能な範囲で調べていただけると。

○矢田委員長 それは経済立地論で、うちの学界ではそういう専門をやっているのがいっぱいいるんです。ハイアラーキー的な支社配置、これが本社を東京に置いて、ブロックごとに支社を置いて、その次支店を置いてというのがあります。営業活動に関しては。これがきれいに都市の階層性と一致しているんです。アメリカはずれているんです。本社がピッツバーグにあったりシアトルにあたりボストンにあたりして。ところが、日本の場合は関西圏の松下にしる日本生命も、もうほとんど東京に拠点を置きます。そうすると、このハイアラーキーのもとで、札幌、広島、仙台、福岡、これはもう完璧にブロック中枢として急成長している。支店都市としてですね。それはそんなに難しい話じゃない。東京本社企業の支社・支店ハイアラーキー構造というのを、私も何枚かつくって、講演に使っています。

ほかにいかがでしょうか。

○長谷川委員 今の支社のところは、ひょっとすると、自分の製品がよく売れるところには厚くということもあるかもしれないと。

○矢田委員長 そうです。だから製品によって違います。

○長谷川委員 でしょうね。だから、必ずしも行政の発想と企業活動の発想は、配置の仕方というのは違うかもしれないです。

○矢田委員長 だから、仙台支社と同格にさいたま支社があったり、要するに市場規模ですから、それはそれで、多様なんだけど共通なんです。

○長谷川委員 興味深い話だと思います。

○矢田委員長 新聞社、読売は富山に支社があったりね。何で富山にあると、正力さんが

出身地だからこだわっているとか、そういう特色はありますけれども。

○長谷川委員 それともう1点、さっきの都市の話ですけれども、東京の扱いはやっぱり議論せざるを得ないでしょうね。

○矢田委員長 これは親委員会でしょうね。

○長谷川委員 親委員会。区割りとは関係してきますよね。

○矢田委員長 きます。特に財政自立になりますと、非常に大きいです。だから、ワシントンとかキャンベラと同じようなあれですよ。

○長谷川委員 東京ワシントンDC構想とかと言う人もいるし。

○矢田委員長 そうなると、関東の分割が全く違ってきますよね。

○長谷川委員 そうです。だから、都市の扱いについてはちょっと議論がいるなという感じかもしれません。

○矢田委員長 それも、親委員会大好きな先生がいっぱいいますから、お任せしますが、こっちはこっちでまた議論したいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。できそうですか。じゃあ、40分まで休みまして、親委員会に行く文章をつくりましたので、それで合意が得られればそれでいきたいと思います。

午後 5時32分休憩

午後 5時48分再開

○矢田委員長 それでは、ただいまの意見の骨格だけ反映した文章をつくってもらいましたので、杉本参事官からよろしくをお願いします。

○杉本参事官 それでは、読み上げさせていただきます。本文のみ読ませていただきます。

当委員会では、道州の区域についての透明性のある基準及び基本方針について、検討を行っているところ。

道州制ビジョン懇談会中間報告に掲げられた道州制を定める際の以下の4つの考慮事項、①経済的・財政的自立が可能な規模、②住民が帰属意識を持てるような地理的一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流が、いずれも重要な事項であることについては、当委員会においても一定の理解が見られた。しかしながら、この4つのみが考慮事項であるかどうかに関しては、共通認識はなく、例えば、⑤戦後半世紀の広域ブロックの政策主体のエリアについても、重要な考慮事項であると考え。

その際、上記の考慮事項をすべて完全に満たすことは困難であり、実際に区割り案を示す段階になれば、①の要素よりも③の要素が強く求められることになるだろうとの意見、具体の区割りの線を引くことはいつでも実務的にはできるが、それでは意味がなく、全国の地域の歴史、風土、帰属意識などを考慮し、じっくりと議論を行うことが必要との意見、区割りのあり方が地域やそこに暮らす住民に大きな影響を及ぼすことを考慮すれば、経済界や言論界、全国的な連合組織の特定の視点のみではなく、幅広く国民各界各層とのキャッチボールをしながら意見を反映していくことが必要であるとの意見、道州制の制度設計（税財政制度や意思決定プロセス等）のあり方を見極めながら議論すべきとの意見、など

があった。

道州の区割りは、今後の我が国の中央・地方を通じた政府のあり方や地方自治制度の根幹を構築する基盤となるものであり、その検討を行う際には、社会経済的条件、地理的条件、歴史的條件、文化的條件などの諸條件を総合的に勘案する必要があるため、慎重に議論を行うことが重要であると考えます。

また、道州の区域を定める際のプロセスとして、道州制ビジョン懇談会中間報告では、次の3つの事項が掲げられているところである。①道州の区域設定にはその道州の住民の意思を可能な限り尊重すること、②道州の区域設定は法律によること、③道州制移行後においても道州の区域の修正を可能とすること。これに関して、道州の区域は、一定の基準に従ってアプリアリに決定されるものではなく、国民が納得できる民主的プロセスを経て決定されることが極めて重要であるとの意見があった。また、憲法との整合性をどう考えるかとの意見があった。

最後に、道州制の理念と目的、国・道州・基礎自治体それぞれの役割と権限、推進組織、導入の実施時期等を定めることを想定したいいわゆる「道州制基本法」においては、道州の区割りに関して、道州の区域を定める際の考慮事項といった基本的事項を定めるにとどめるべきと考えます。

道州の区域を定める具体の作業については、道州制基本法制定後、同法に基づき検討し、確定される詳細な制度設計を前提に、住民や地方自治体の意見を十分反映しながら最終的な段階で進めることが重要であると考えます。

区割りの基本方針については、案の策定過程における透明性を確保することは極めて重要であり、当専門委員会においては、再来年3月までの工程表をしっかりとつくって、議論を粛々と進めてまいり所存である。

以上です。

○矢田委員長 というのが、今日の議論のまとめになりますが、いかがでしょうか。今回のように、急にというのは参りますよという文章は入っていません。最後の1行でマイペースでやりますと。どうぞ親委員会にご自由にやってください、こちらはきちんとやりますということでご理解いただきたい。金井委員のかなりきつい文章をやわらかくして、こういう文章にしたんですが。

いかがでしょうか。

○林委員 ⑤の、言葉だけかもしれないんですけども、この地域広域ブロックの政策主体と言っちゃうと、何か地方部局とかというイメージですけども、さっきの例えば経済団体だとか……

○矢田委員長 それも含めてです。

○林委員 ということですよ。

○矢田委員長 経済団体も政策主体だと思っているんですけども、実際はそっちのほうが強いんです。東北経済連合会のほうが東北支分局より強いんです。そのイメージです。

それから知事会がありますよね。

○長谷川委員 そうだとすると、経済活動をする主体という、そういう理解。

○矢田委員長 それ以上です。公共投資も含めて。だから、それも含めて、支分局も知事会議も経済連合会も、そういうのもあるじゃないですかと言っているだけです。それに従うことはないけれども。

○長谷川委員 そのこのところが、確かに今、林委員のおっしゃられた、地方支分部局かなと、私も読んでしまったんですけども。

○矢田委員長 説明入れますかね。主権と同じように、わけのわからない文章です。だから、地方支分局だけではないんです。もうだれだって地方に住むと知事会、地方知事会の意味というのが非常にぴんと来ますから。東京の人が余りそこは理解しないで、関西経済連合会の何とも言えない影響力は強いです。関西知事会も。

○長谷川委員 じゃ、例えば、戦後半世紀の官民による広域ブロックの政策主体というのはいかがですか。

○矢田委員長 それでもいいですよ。地方支分局と間違われないうようにということでしょう。

○長谷川委員 そうです。

○矢田委員長 結構です。また作業は大変ですから、それでよければ、後で修文します。ほかにいかがでしょうか。

それでは、なかなか難しいシチュエーションでご意見いただいて、なおかつ出しますので、この線でやりたいと思っております。ありがとうございます。

それで、この後の手続なんです、書いてありますので読み上げますので。

本日の議論はここまでとさせていただきます。最終的な報告、修正につきまして、微調整につきましては、今言ったのを含めてお願いします。

この委員会の報告は、12月15日のビジョン懇談会に提出いたしますが、次回には、そこには田村委員と長谷川委員が出席いただけるので、私から見ると大分ニュアンスが違うお二人なので、大変よかったなと思っております。どうぞ、口頭ではもう2人のニュアンスにお任せしますが、文章はこれで出したいということです。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

次回はどうなるんですか。

○杉本参事官 一応、15日が次回ということになっております。

○矢田委員長 いや、ここ。

○杉本参事官 一応、合同会議で、15日も合同会議で一応開かれます。その後はまたご相談させていただきます。

○矢田委員長 工程表、たたき台をつくっていただけませんか。次の次、要するに次回というか。それで、年明けてから少し、言った以上、少しハイピッチでやらないと、責任があります。

○田村委員 それに関しては、委員長先生はまさに九州からですし、林先生も関西で、私は新潟ということで、できるだけ会議の予見可能性といいますか、ある程度、もちろん親会のほうでまたいろいろ臨時はあるんでしょうけれども、それを事前にいただくと、大学等の講義と。

○矢田委員長 1カ月前に調整されるとほとんど不可能です。

○田村委員 ある程度もう間隔とか、あるいは特に予見可能性、曜日とか、特に委員長先生の、例えば会議が入って、絶対ここは入らないとかですね、逆に。そういうのがわかるとありがたいです。

○矢田委員長 かなり前広に日程調整していただければと思います。

それじゃ、今日はどうも、ほぼ6時ですが、ありがとうございました。

午後 5時56分閉会